

| | | | |
|------------|-----------------|-------|-----------------|
| 東濃地科学センター | | | |
| EM-10 危機管理 | | | |
| 制定日 | 平成 14 年 2 月 7 日 | 最終改定日 | 令和 4 年 1 月 13 日 |
| | | | 1/3 |

1 目的

センターで発生が想定される危機の予測、その発生の予防、発生時の対応手順を定める。

2 適用範囲

センターの事業活動により、センターの内外で想定される危機の予測、その発生の予防、発生時の対応に適用する。想定される危機には、現在だけではなく今後の事業活動に伴うものを含む。

3 危機の予測

- (1) 環境管理責任者は、各課・グループで行う環境影響評価で抽出された危機の内容を「様式 10-1 危機管理項目一覧表」にまとめ、環境委員会に提議する。
- (2) 環境委員会は、「様式 10-1 危機管理項目一覧表」の情報に不備、欠落がないかについて審議する。
- (3) 所長は、環境委員会の審議内容を基に、「様式 10-1 危機管理項目一覧表」を決定する。
- (4) 環境管理責任者は、決定された「様式 10-1 危機管理項目一覧表」を各課・グループに配付する。
- (5) 各課長・グループリーダーは、配付された「様式 10-1 危機管理項目一覧表」の情報を従業員等に周知する。

4 危機発生の予防

- (1) 「様式 10-1 危機管理項目一覧表」に記載された項目の管理担当課長・グループリーダーは、想定された危機について発生の予防、その危機が発生した場合の環境への影響の予防・拡大防止を図る手順書を作成する。
- (2) 各課長・グループリーダーは、手順書に関わる教育について、「様式 06-2 部門別教育・訓練年間計画」に記載するとともに、計画に従った教育・訓練を行う。
- (3) 環境管理責任者は、管理担当課・グループが作成した手順書の概要を「様式 10-1 危機管理項目一覧表」に追記する。

5 危機発生時の対応

- (1) 「様式 10-1 危機管理項目一覧表」に記載された事態が発生するおそれがある場合の対応
 - 1) 「様式 10-1 危機管理項目一覧表」に記載された事態が発生するおそれがある場合、その発見者は、所属課長・グループリーダーにその旨を直ちに連絡する。当該課長・グループリーダーは、所長に対して上記事態の発生について報告する。
 - 2) 所長は、上記について関係自治体等に連絡する。

東濃地科学センター

EM-10 危機管理

| | | | | |
|-----|-----------------|-------|-----------------|-----|
| 制定日 | 平成 14 年 2 月 7 日 | 最終改定日 | 令和 4 年 1 月 13 日 | 2/3 |
|-----|-----------------|-------|-----------------|-----|

- 3) 所長は、「様式 10-1 危機管理項目一覧表」で定められている上記事態を担当する課長・グループリーダーに対し、環境への影響の予防・拡大防止を指示する。
 - 4) 「様式 10-1 危機管理項目一覧表」で定められている担当課長・グループリーダーは、手順書に従い、環境への影響の予防・拡大防止を図る。
- (2) 「様式 10-1 危機管理項目一覧表」に記載されていない事態が発生するおそれがある場合の対応
- 1) 「様式 10-1 危機管理項目一覧表」に記載されていないものの、環境へ影響を与えるおそれがある事態が発生したと認識した場合、その発見者は、所属課長・グループリーダーにその旨を直ちに連絡する。当該課長・グループリーダーは、所長に対して上記事態の発生について報告する。
 - 2) 所長は、その業務を担当する課長・グループリーダーに上記事態が環境に及ぼす影響の把握を指示する。
 - 3) 所長は、上記事態について関係自治体等に連絡する。
 - 4) 環境に影響を与えるおそれがあると判断される場合は、上記事態を担当する課長・グループリーダーに対し、環境への影響の予防・拡大防止を指示する。
 - 5) 上記事態を担当する課長・グループリーダーは、関連従業員等、現場及びその周辺の従業員等を指揮し、次の事項について対応する。
 - ① 環境への影響の予防・拡大防止のための措置
 - ② 状況監視
 - ③ その他必要な事項
- (3) 環境に影響を与える事態の発生を認めた場合の対応
- 環境に影響を与える事態の発生を認めた発見者は、所属課長・グループリーダーに報告する。報告を受けた所属課長・グループリーダーは、東濃地科学センター事故対策規則に基づいて対応する。
- (4) 危機対策組織
- 所長は、6 (1) (2) の場合について危機対策組織を設ける。なお、通常の組織で対応できないと判断した場合は、東濃地科学センター事故対策規則に基づいて対応する。
- 危機対策組織は所長を長として次の業務を行う。
- 1) 状況把握に関すること
 - 2) 危機の拡大防止、2 次的事態の発生防止に関すること
 - 3) 情報分析と整理に関すること
 - 4) 情報の通報連絡とセンター内周知に関すること
 - 5) 危機の処理と復旧に関すること

| | | | |
|------------|-----------------|-------|-----------------|
| 東濃地科学センター | | | |
| EM-10 危機管理 | | | |
| 制定日 | 平成 14 年 2 月 7 日 | 最終改定日 | 令和 4 年 1 月 13 日 |
| | | | 3/3 |

6) 原因調査と再発防止に関すること

6 危機管理情報の公表

- (1) 所長は、3 (1) で作成した危機管理項目一覧表を定期的に関係自治体等に報告するとともに、ホームページで公開する。
- (2) 所長は、危機発生時の対応があった場合、直ちに関係自治体等に報告するとともに、ホームページで公開する。

7 見直し

各課長・グループリーダーは、環境委員会で危機管理項目が承認された後、危機が発生した後、又は手順書に従った訓練の後には、4 (1) にて作成した手順書を見直し、必要に応じて改定するとともに、改定した場合には改定後の手順書について、従業員等に対して教育し、必要に応じて訓練を行うことで有効性を確認する。

8 関連文書

- (1) 様式 06-2 部門別教育・訓練年間計画
- (2) 様式 10-1 危機管理項目一覧表
- (3) 東濃地科学センター事故対策規則